

投資一任契約約款

新旧対照表

「ひめぎんラップ/ROBO PRO AI ラップ 投資一任契約約款」の内容につきまして、2024年6月1日付で内容の一部改定を行います。2024年6月1日以降は、以下の内容にお読み替えをお願いいたします。

※下線部が改定箇所

新	旧				
<p>ひめぎんラップ/ROBO PRO AI ラップ 投資一任契約約款</p> <p>(略)</p> <p>(本契約の解約)</p> <p>第 16 条 前条の定めにかかわらず、お客様は、サービス共通約款に定める手続休止期間を除き、提携金融機関に申し出ることにより、本契約を解約できるものとします。</p> <p>2 FOLIO は、次の各号の事由が一つでも生じたときは、本契約を解約できるものとします。</p> <p>(略)</p> <p>(2) お客様が電子交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(略)</p> <p>ひめぎんラップ/ROBO PRO AI ラップ 投資一任契約約款 細則</p> <p>(略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 7 条 本則第 14 条第 3 項に定める報酬に係る支払いの時期、算出の方法及び料率等は、以下の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 報酬の料率</p> <p>保有投資信託の時価評価額に応じ、<u>以下のとおり</u>とします。</p> <table border="1"><tr><td><u>保有投資信託の時価評価額</u></td><td><u>報酬の料率</u> (年率・税込)</td></tr><tr><td>500 万円以下の部分</td><td>1.98%</td></tr></table>	<u>保有投資信託の時価評価額</u>	<u>報酬の料率</u> (年率・税込)	500 万円以下の部分	1.98%	<p>ひめぎんラップ/ROBO PRO AI ラップ 投資一任契約約款</p> <p>(略)</p> <p>(本契約の解約)</p> <p>第 16 条 前条の定めにかかわらず、お客様は、サービス共通約款に定める手続休止期間を除き、提携金融機関に申し出ることにより、本契約を解約できるものとします。</p> <p>2 FOLIO は、次の各号の事由が一つでも生じたときは、本契約を解約できるものとします。</p> <p>(略)</p> <p>(2) お客様が手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(略)</p> <p>ひめぎんラップ/ROBO PRO AI ラップ 投資一任契約約款 細則</p> <p>(略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 7 条 本則第 14 条第 3 項に定める報酬に係る支払いの時期、算出の方法及び料率等は、以下の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 報酬の料率</p> <p>保有投資信託の時価評価額に応じ、<u>年率 1.98%(税込)</u>とします。</p>
<u>保有投資信託の時価評価額</u>	<u>報酬の料率</u> (年率・税込)				
500 万円以下の部分	1.98%				

新		旧
500 万円を超え 1,000 万円	1.65%	
以下の部分		
1,000 万円を超える部分	1.54%	
<p>(2) 報酬の計算方法</p> <p><u>1 日あたりの報酬額（以下「日次報酬額」といいます。）を、保有投資信託の時価評価額に上記(1)の料率を乗じた額を 365 で除することにより算出し、毎月 1 日から末日までの各日（以下「報酬基準日」といいます。）の日次報酬額を合計した金額を月次報酬額とします。（1 円未満の端数は切り捨てます。）</u></p> <p><u>※各報酬基準日の日次報酬額の算出に際して用いる保有投資信託の時価評価額は、当該各報酬基準日の前日の終了時点における保有投資信託の保有数量や前営業日における当該保有投資信託の基準価額を用いて算出される金額とします。保有投資信託の保有数量は、対象投資信託の購入の約定をもって追加されるものとし、保有投資信託の売却の約定をもって除外されるものとします。</u></p> <p><u>※ただし、月末最終営業日の前営業日の翌日から月末日までにおける各報酬基準日の日次報酬額の算出に際して用いる保有投資信託の時価評価額は、月末最終営業日の前営業日における報酬基準日の日次報酬額の算出に際して用いた保有数量や基準価額を用いて算出するものとします。</u></p>		<p>(2) 報酬の計算方法</p> <p><u>日々の保有投資信託の時価評価額に上記料率を乗じた額を 365 で除して日次報酬額を算出し、毎月 1 日から月末日までの日次報酬額を合計した金額を月次報酬額とします。（1 円未満の端数は切り捨てます。）</u></p> <p><u>ただし、月末最終営業日の前営業日の翌日から月末日までの日次報酬額は、月末最終営業日の前営業日の評価時価により算出するものとします。</u></p> <p><u>また、金銭の拠出、一部換金、契約の終了に伴う全部換金、リバランス又はリアロケーションがあった場合における日次の報酬の算出に当たっては、これらに係る対象投資信託の購入の約定日をもって、運用資産に組み入れられて保有投資信託となったものと看做し、又はこれらに係る対象投資信託の売却の約定日の前日をもって、保有投資信託が運用資産から除外されたものと看做して取り扱います。</u></p>
<p>(3) 報酬の徴収方法</p> <p>提携金融機関は、月次報酬額を、その月の最終営業日の前営業日に運用資産に帰属する金銭から FOLIO を代行して徴収します。ただし、以下の①又は②に定める場合は、①又は②に定めるところによります。</p> <p>①一部換金があり、かつ保有投資信託の売却に係わる受渡日のうち最も遅い日が月末最終営業日の前営業日以前である</p>		<p>(3) 報酬の徴収方法</p> <p>提携金融機関は、月次報酬額を、その月の最終営業日の前営業日に運用資産に帰属する金銭から FOLIO を代行して徴収します。ただし、以下の①又は②に定める場合は、①又は②に定めるところによります。</p> <p>①一部換金があり、かつ保有投資信託の売却に係わる受渡日のうち最も遅い日が月末最終営業日の前営業日以前である</p>

新	旧
<p>場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一部処分代金からの徴収 当月 1 日から本則第 10 条第 3 項に基づく売却の<u>約定日までにおける各報酬基準日の日次報酬額を合計した金額</u>（ただし、1 円未満の端数は切り捨てます。）を、当該一部換金に係る保有投資信託の売却の最も遅い受渡日に一括して徴収します。この場合において、当月に既に他の一部換金があったときは、当該他の一部換金に際して提携金融機関が FOLIO を代行して既に徴収した額を控除して徴収します。 <p>(略)</p> <p>②本契約が終了することとなり、かつ保有投資信託の売却に係わる受渡日のうち最も遅い日が月末最終営業日の前営業日以前である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 運用資産からの徴収 当月 1 日から本則第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく売却の<u>約定日までにおける各報酬基準日の日次報酬額を合計した金額</u>（ただし、1 円未満の端数は切り捨てます。）を、当該期間満了又は解約に係る保有投資信託の売却の最も遅い受渡日に金銭にて返還すべき運用資産から一括して徴収します。この場合において、月内に一部換金があったときは、当該一部換金に際して提携金融機関が FOLIO を代行して既に徴収した額を控除して徴収します。 <p>2 (略)</p>	<p>場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一部処分代金からの徴収 当月 1 日から本則第 10 条第 3 項に基づく売却の<u>約定日の前日までの日次報酬額を合計した金額</u>（ただし、1 円未満の端数は切り捨てます。）を、当該一部換金に係る保有投資信託の売却の最も遅い受渡日に一括して徴収します。この場合において、当月に既に他の一部換金があったときは、当該他の一部換金に際して提携金融機関が FOLIO を代行して既に徴収した額を控除して徴収します。 <p>(略)</p> <p>②本契約が終了することとなり、かつ保有投資信託の売却に係わる受渡日のうち最も遅い日が月末最終営業日の前営業日以前である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 運用資産からの徴収 当月 1 日から本則第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく売却の<u>約定日の前日までの日次報酬額を合計した金額</u>（ただし、1 円未満の端数は切り捨てます。）を、当該期間満了又は解約に係る保有投資信託の売却の最も遅い受渡日に金銭にて返還すべき運用資産から一括して徴収します。この場合において、月内に一部換金があったときは、当該一部換金に際して提携金融機関が FOLIO を代行して既に徴収した額を控除して徴収します。 <p>2 (略)</p>

以上